

宮崎大学農学部附属フィールド科学教育研究センター利用案内

宮崎大学農学部附属フィールド科学教育研究センター(以下「センター」という。)は、水田・耕作地、牧場、森林および海洋など様々なフィールドを利用した教育・研究のための附属施設です。これらのフィールドは学内・外からの研究・調査を目的とした利用だけでなく、地域社会の教育活動にも利用されています。各フィールドの利用を希望される方は、利用規程ならびに以下の利用に関する申合せをお読みになった上、利用申請書をセンター宛に提出し(FAX、メールでも可)、許可を受けてください。

【利用に関する申合せ】

第1 利用申請

1. センターの利用を希望する者は、次の区分に従い所定の期間内に利用申請書(様式1)をセンター事務係へ提出すること。
 - (1) 年度単位の利用(注1)……利用しようとする日の3ヶ月前まで
 - (2) 上記以外の利用……………利用しようとする日の2週間前まで
 2. 授業科目での利用を申請する際には必要に応じて年間の実習計画を提出すること。
 3. 学生及び研究生は、指導教員が利用申請を行うこと。
 4. 利用申請書を提出する前に、利用に係る附帯施設長と十分な打ち合わせを行うこと。
- 注1：年度単位の利用…年間を通じた実習や土地を借用した栽培試験及び調査等

第2 利用許可

- 1 利用申請により内容が適当と認められた場合、利用許可書を交付する。
- 2 センター長が適当と認めない場合は、利用が制限されるか又は許可されないことがある。

第3 利用報告

1. 利用者は、センターで採取もしくは提供された物品やデータを利用し、研究成果等を公表する場合、センターを利用した事実を記載し、センター宛に報告すること。

第4 機器搬入等

1. 利用者は、教育研究に必要な機器等を搬入する場合、センター長の許可を得ること。
2. 利用者は、前項の機器等の使用が終了した時は、速やかに搬出すること。

第5 利用上の注意

1. 利用者は事故防止および火災予防に努めること。
2. 利用を許可された場所および物品の返却時には借用時の状況に復帰させること。
3. 利用終了後は、清掃、戸締り等の後始末を完全に行い、職員の点検を受けること。
4. その他職員の指示に従うこと。

附則

この申合せは、平成23年7月5日から施行する。